

2024年度 第4回理事会

会 議 資 料

2024年6月 20 日

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン

第1号議案

2023年度事業報告及び決算承認の件

- ・事業報告書(2023.4.1~2023.10.15) ※(一般社団法人)
- ・事業報告書(2023.10.16~2024.3.31) ※(公益社団法人)
- ・財務諸表等(2023.4.1~2023.10.15) ※(一般社団法人)
- ・財務諸表等(2023.10.16~2024.3.31) ※(公益社団法人)
- ・監査報告

2023 年度事業報告及び決算承認の件

定款第41条第1項の規定により、2023 年度の事業報告及び決算の承認を
求めるため、事業報告書及び決算書についてお諮りいたします。

参考：公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン定款（抜粋）
（事業報告及び決算）

第 41 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が
次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を受けなければなら
ない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (4) 財務諸表及び財務諸表の注記
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類は、定時社員総会に提出し、第1号の書類については
その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

注)

2025 年日本国際博覧会大阪パビリオンは、2023 年 10 月 16 日に行政庁(大阪府知事)から公益
認定を受けたことに伴い、2023 年度は、2023 年 4 月 1 日から 2023 年 10 月 15 日までは一
般社団法人として、2023 年 10 月 16 日から 2024 年 3 月 31 日まで公益社団法人として決算
を行う分かち決算となります。

2023 年度事業報告書（案）

自 2023 年 4 月 1 日

至 2023 年 10 月 15 日

一般社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン

一般社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン
2023 年度事業報告書
(2023 年 4 月 1 日～2023 年 10 月 15 日)

1 大阪パビリオンの建設、展示、運営、資金管理等

(1) 建設工事

4 月 13 日から大阪ヘルスケアパビリオンの建設工事に着手し、5 月には掘削工事、6 月には基礎工事、9 月には躯体工事を開始した。9 月末時点の出来高は約 14%に達し、予定通り順調に進んでいる。

(2) CM（コンストラクション・マネジメント）業務

大阪ヘルスケアパビリオンの建設工事について、定例会議の開催やコスト管理表の作成など、全体工程のマネジメントやコスト管理等の工事施工支援業務を行った。

(3) 展示設計・制作業務

展示実施設計に着手し、出展基本計画および展示基本設計等の内容のほか、大阪パビリオン推進委員会および総合プロデューサーを中心とした各種会議体の意見を踏まえ、大阪ヘルスケアパビリオンの全体的なコンセプトや、ゾーニング、動線計画、展示演出手法、システム構成等を検討した。

(4) 協賛関係業務

協賛金獲得業務の協定締結事業者と連携し、協賛金の獲得に取り組むとともに、建築・展示等の費用の更なる圧縮を図るため、建築資材等についても現物協賛を募ってきた。2023 年 10 月 15 日時点では、26 社と協賛金契約（約 94 億円）、16 社と現物協賛契約（約 22 億円）を締結している。

(5) 出展調整業務

パビリオン内の各ゾーン・コーナー（ミライのヘルスケア、ミライの都市、ミライの大阪の食・文化、ミライのエンターテインメント等）の展示体験内容について、具体化に向けて協賛者、委託事業者、博覧会協会等との協議・調整を進めた。「ミライの大阪の食・文化ゾーン」については、公募型プロポーザルによりデモエリアにおけるイベント企画・実施計画業務を行う事業者を募集開始した。

また、屋外催事スペース及びバーチャルパビリオンの内容についても検討・調整を行った。

そのほか、展示・出展ゾーンは、大阪商工会議所及び大阪産業局が共同設置している「中小・スタートアップ出展企画推進委員会」が企画・運営を担っていることから、定例ミーティングを行うなど情報共有を行い、大阪の中小企業等の参画促進の取り組みを進めた。また、展示・出展ゾーンに出展参加する中小企業等を募集した。

第1号議案

(6) 運営管理業務

2025年日本国際博覧会協会が策定を進めている大阪・関西万博における運営等関連業務のガイドラインの情報収集を行い、大阪ヘルスケアパビリオンにおける運営管理の準備・検討を行った。また、大阪ヘルスケアパビリオンのアテンダントスタッフのユニフォーム製作・運用を行う事業者を公募型プロポーザルにより募集した。

また、大阪ヘルスケアパビリオンで来館者サポートを行うボランティアについて、大阪府・大阪市が募集する主要駅や空港等での万博情報などの案内を行う「まちなかボランティア」と合わせて募集することとし、関係機関と検討を行った。

(7) 広報業務

2023年7月に大阪ヘルスケアパビリオンロゴマークを決定、「大阪パビリオン推進委員会委員総会」にて公表した。同会ではガンダムパビリオンとのパビリオン連携協定を締結し、万博開催に向けて、機運醸成において連携することを発表した。またロゴマークを用いたPRツール・グッズ（ポスター・幟・チラシ・ピンバッジ等）を作成し、それらを活用して「日経 EXPO フォーラム」（主催：日本経済新聞社）や「BIPROGY FORUM 2023」（主催：BIPROGY 株式会社）にブース出展した。さらにロゴマークを商業施設や駅のサイネージに掲出し、大阪ヘルスケアパビリオンの認知度向上に取り組んだ。

(8) 資金管理業務

財務計画を踏まえた効率的かつ効果的な予算執行を行うとともに、魅力的なパビリオンを実現するため、大阪パビリオン推進委員会と連携して、民間の寄付・協賛を募り、適切に収納・資金管理を行った。

2 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(1) 法人運営事務業務

法人の事業計画の管理のほか、代表理事の交代、常務理事の雇入、理事会・社員総会の開催や公益認定申請に伴う各種規程整備を行った。

大阪府へ公益認定申請を行い、公益社団法人として認定される見込みとなった。

3 社員総会・理事会の開催

(1) 臨時社員総会（2023年4月3日）

開催方法：決議省略の方法による

提案事項

- ・理事の追加の件

報告事項

- ・公益法人の認定申請の件

出席等

提案書に対し、社員4名全員の書面による同意の意思表示を得た日をもって、社員総会の決議があったものとみなされた。

(2) 臨時理事会 (2023年4月13日)

開催方法：決議省略の方法による

提案事項

- ・役員（理事）候補者募集の件
- ・理事の追加及び社員総会開催の件

出席等

提案書に対し、理事6名全員の書面による同意の意思表示及び監事2名全員の書面による異議がない旨の意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(3) 臨時社員総会 (2023年4月13日)

開催方法：決議省略の方法による

提案事項

- ・理事選任の件
- ・理事の報酬等の額の変更の件
- ・役員報酬規程の改正の件

報告事項

- ・役員（理事）候補者募集の件

出席等

提案書に対し、社員4名全員の書面による同意の意思表示を得た日をもって、社員総会の決議があったものとみなされた。

(4) 臨時理事会 (2023年4月13日)

開催方法：決議省略の方法による

提案事項

- ・代表理事の辞任及び選定の件

出席等

提案書に対し、理事7名全員の書面による同意の意思表示及び監事2名全員の書面による異議がない旨の意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(5) 臨時理事会 (2023年6月12日)

開催方法：決議省略の方法による

提案事項

- ・社員総会の開催の件

出席等

提案書に対し、理事6名全員の書面による同意の意思表示及び監事2名全員の書面による異議がない旨の意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

第1号議案

(6) 定例理事会 (2023年6月19日)

開催場所：大阪市役所 5階 大応接室

決議事項

- ・2022年度事業報告及び決算の承認の件
- ・2023年度収支予算修正の件
- ・社員総会の開催の件

報告事項

- ・大阪ヘルスケアパビリオン関連業務の契約に係る報告の件
- ・役員（理事）候補者の公募状況報告の件
- ・公益法人の認定申請に係る報告の件

出席等

理事現在数 6名 定足数 3名

出席理事数 6名

監事現在数 2名

出席監事数 2名

(7) 定時社員総会 (2023年6月19日)

開催方法：大阪市役所 5階 大応接室

提案事項

- ・2022年度決算の承認の件

報告事項

- ・2022年度事業報告の件
- ・役員（理事）候補者の公募状況報告の件
- ・公益法人の認定申請に係る報告の件

出席等

議決権のある当法人の社員の総数 4名

総社員の議決権の数 4名

出席社員数（議決権行使書提出者を含む） 4名

この議決権の総数 4名

(8) 臨時社員総会 (2023年7月25日)

開催場所：決議省略の方法による

決議事項

- ・理事の選任の件

出席等

提案書に対し、社員4名全員の書面による同意の意思表示を得た日をもって、社員総会の決議があったものとみなされた。

(9) 臨時理事会 (2023年8月1日)

開催場所：決議省略の方法による

決議事項

- ・ 常務理事の選任の件
- ・ 職員就業規則の改正の件
- ・ 職員兼業規程の制定の件

出席等

提案書に対し、理事7名全員の書面による同意の意思表示及び監事2名全員の書面による異議がない旨の意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(10) 臨時理事会 (2023年8月31日)

開催方法：決議省略の方法による

提案事項

- ・ 社員総会の開催の件

出席等

提案書に対し、理事7名全員の書面による同意の意思表示及び監事2名全員の書面による異議がない旨の意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(11) 臨時社員総会 (2023年9月8日)

開催方法：大阪市役所 5階 大応接室

提案事項

- ・ 理事の選任の件
- ・ 定款の変更の件
- ・ 社員総会運営規程の制定の件

出席等

議決権のある当法人の社員の総数	4名
総社員の議決権の数	4名
出席社員数（議決権行使書提出者を含む）	4名
この議決権の総数	4名

(12) 臨時理事会

開催場所：大阪市役所 5階 大応接室

決議事項

- ・ 理事会運営規程の制定の件
- ・ 副代表理事の選定の件
- ・ 代表理事職務代行順位に関する規程の改正の件
- ・ 特定費用準備資金等取扱規程の制定の件

第1号議案

- ・事務局組織規程の制定の件
- ・事務決裁規程の制定の件

出席等

理事現在数	10名	定足数	5名
出席理事数	10名		
監事現在数	2名		
出席監事数	2名		

4 社員入社退社

- ・なし

5 役員就任退任

- ・ 2023年4月3日 理事就任
福島 伸一 氏
- ・ 2023年4月13日 理事就任
横山 英幸 氏
- ・ 2023年4月30日 理事退任
松井 一郎 氏
- ・ 2023年8月1日 理事就任
西澤 良記 氏
- ・ 2023年9月8日 理事就任
嶋田 一治 氏
角谷 禎和 氏
濱本 幹 氏

6 事務局体制

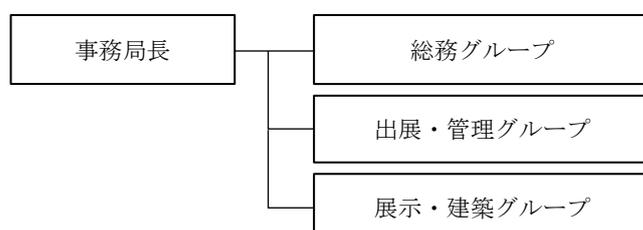
(1) 職員数の推移

- ・ 2023年4月1日 職員23名へ増員
- ・ 2023年7月1日 職員24名へ増員

(2) 事務局組織の変遷

- ・ 一般社団法人 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン 事務局組織体制

【2023年10月15日時点】



7 主な契約案件

- (1) 2025年日本国際博覧会 大阪ヘルスケアパビリオン 運営・行催事調整等業務
- ・契約の相手方 乃村工藝社・三菱UFJリサーチ&コンサルティング共同企業体
 - ・契約金額 46,647,920円
 - ・契約日 2023年4月1日
 - ・契約期間 2023年4月1日から2024年3月31日まで
- (2) 2025年日本国際博覧会 大阪ヘルスケアパビリオン建設工事管理業務委託
- ・契約の相手方 株式会社東畑建築事務所
 - ・契約金額 42,688,800円
 - ・契約日 2023年4月1日
 - ・契約期間 2023年4月1日から2024年3月31日まで
- (3) 2025年日本国際博覧会 大阪ヘルスケアパビリオン展示業務(その2)
- ・契約の相手方 株式会社乃村工藝社 大阪事業所
 - ・契約金額 496,880,197円
 - ・契約日 2023年7月4日
 - ・契約期間 2023年7月4日から2024年3月31日まで
- (4) 2025年日本国際博覧会 大阪ヘルスケアパビリオンアクアポニックス展示実施設計業務
- ・契約の相手方 アクアポニックス共同企業体
 - ・契約金額 8,800,000円
 - ・契約日 2023年8月7日
 - ・契約期間 2023年8月7日から2024年3月31日まで
- (5) 2025年日本国際博覧会 大阪ヘルスケアパビリオン建設工事外2件設計変更設計業務委託
- ・契約の相手方 株式会社東畑建築事務所
 - ・契約金額 20,020,000円
 - ・契約日 2023年8月14日
 - ・契約期間 2023年8月14日から2024年3月29日まで

8 資金の確保

- (1) 協賛金収入 1,494,391,020円
※現物協賛は除く
- (2) 受取負担金 2,215,007,000円

事業報告書の付属明細書

2023年度事業報告（2023年4月1日から2023年10月15日まで）には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」として記載すべき事項はない。

2023 年度事業報告書（案）

自 2023 年 10 月 16 日

至 2024 年 3 月 31 日

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン
2023 年度事業報告書
(2023 年 10 月 16 日～2024 年 3 月 31 日)

1 大阪パビリオンの建設、展示、運営、資金管理等

(1) 建設工事

10 月末から外装工事、12 月から膜屋根工事、1 月から内装工事を開始した。また、9 月に着手した躯体工事は 2 月初旬に完了した。3 月末時点の出来高は約 50%に達し、予定通り順調に進んでいる。

(2) CM（コンストラクション・マネジメント）業務

大阪ヘルスケアパビリオンの建設工事について、定例会議の開催やコスト管理表の作成など、全体工程のマネジメントやコスト管理等の工事施工支援業務を行った。

(3) 展示設計・制作業務

出展基本計画および展示基本設計等の内容のほか、大阪パビリオン推進委員会および総合プロデューサーを中心とした各種会議体の意見を踏まえ、大阪ヘルスケアパビリオンの全体的なコンセプトや展示ストーリー、ゾーニング、動線計画、展示演出手法、システム構成等を検討し、展示実施設計を完了した。

(4) 協賛関係業務

協賛金獲得業務の協定締結事業者と連携し、協賛金の獲得に取り組むとともに、建築・展示等の費用の更なる圧縮を図るため、建築資材等についても現物協賛を募ってきた。2024 年 3 月 31 日時点では、43 社と協賛金契約（約 118 億円）、23 社と現物協賛契約（約 29 億円）を締結している。

(5) 出展調整業務

パビリオン内の各ゾーン・コーナー（ミライのヘルスケア、ミライの都市、ミライの大阪の食・文化、ミライのエンターテインメント等）の展示体験内容について、具体化に向けて協賛者、委託事業者、博覧会協会等との協議・調整を進めた。「ミライの大阪の食・文化ゾーン」デモエリアについては、公募型プロポーザルにより選定した事業者とともに、イベント企画・実施計画の検討を行った。

また、そのほか、大阪の中小企業等の参画促進の取り組みとして、大阪商工会議所及び大阪産業局が共同設置している「中小・スタートアップ出展企画推進委員会」が企画・運営を担っている展示・出展ゾーンについて、出展企業発表会を開催し、同ゾーンに出展参加する中小企業等を発表した。

(6) 運営管理業務

2025年日本国際博覧会協会が策定を進めている大阪・関西万博における運営等関連業務のガイドラインの情報収集を行い、大阪ヘルスケアパビリオンにおける運営管理の準備・検討を行った。また、大阪ヘルスケアパビリオンのアテンダントスタッフのユニフォーム製作・運用を行う事業者を決定した。

大阪ヘルスケアパビリオンで来館者サポートを行うボランティアは、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会、大阪府・大阪市と連携し、万博会場での案内・歓迎を行うボランティア、主要駅や空港等のまちなかでの万博情報などの案内を行うボランティアと合わせ、2024年1月より募集を開始した。

また、会期を通じたパビリオンの賑わいを演出していくため、大阪ヘルスケアパビリオン敷地内に催事専用の水上ステージを設けることとし、その場を活用した催事の実施について検討を進めた。

(7) 広報業務

2023年10月に大阪府・大阪市万博推進局が実施する「もうすぐ万博開幕500日前！FES!」にブース出展し、大阪ヘルスケアパビリオンに関するクイズコーナーやパビリオンロゴマークの缶バッジ作成を来場者に体験いただき、大阪ヘルスケアパビリオンの認知度向上に取り組んだ。さらに、万博500日前となる11月30日から、南港ATCビルの大阪・関西万博常設展示・EXPOゾーンのオープンに協力し、来日外国人を含め多くの方に向けて大阪ヘルスケアパビリオンの概要や展示について紹介した。

(8) 資金管理業務

財務計画を踏まえた効率的かつ効果的な予算執行を行うとともに、魅力的なパビリオンを実現するため、大阪パビリオン推進委員会と連携して、民間の寄付・協賛を募り、適切に収納・資金管理を行った。

なお、公益社団法人への移行に伴い、適正な資金管理を行うため収納した協賛金の一部を特定費用準備資金（大阪ヘルスケアパビリオンの展示制作費）として積み立てた。

2 その他この法人の目的を達成するために必要な事業**(1) 法人運営事務業務**

法人の事業計画の策定及び管理のほか、理事会・社員総会を開催した。

また、2023年11月に協賛企業や協力機関、マスメディア等を対象に大阪ヘルスケアパビリオン建築現場（夢洲）の見学会を実施し、関係者にパビリオンの建築現場を視察いただいたほか、メディアの情報発信を通じて建築の進捗状況を発信した。

3 社員総会・理事会の開催**(1) 臨時理事会（2023年10月31日）**

開催方法：決議省略の方法による

第1号議案

報告事項

- ・公益社団法人への移行に関する報告
- ・代表理事・副代表理事・常務理事の職務の執行状況の報告

出席等

提案書に対し、理事 10 名全員の書面による同意の意思表示及び監事 2 名全員の書面による異議がない旨の意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(2) 臨時社員総会 (2023 年 10 月 31 日)

開催方法：決議省略の方法による

報告事項

- ・公益社団法人への移行に関する報告

出席等

提案書に対し、社員 4 名全員の書面による同意の意思表示を得た日をもって、社員総会の決議があったものとみなされた。

(3) 定例理事会 (2024 年 3 月 15 日)

開催場所：大阪市役所 屋上階会議室

決議事項

- ・寄附金等取扱規程の制定の件
- ・特定費用準備資金の保有の件
- ・2024 年度事業計画及び収支予算の件

報告事項

- ・代表理事・副代表理事・常務理事の職務の執行の状況報告
- ・理事の辞任の件

出席等

理事現在数	10 名	定足数	5 名
出席理事数	8 名		
監事現在数	2 名		
出席監事数	2 名		

4 社員入社退社

- ・なし

5 役員就任退任

- ・2024 年 3 月 31 日 理事退任

尾植 正順 氏

6 事務局体制

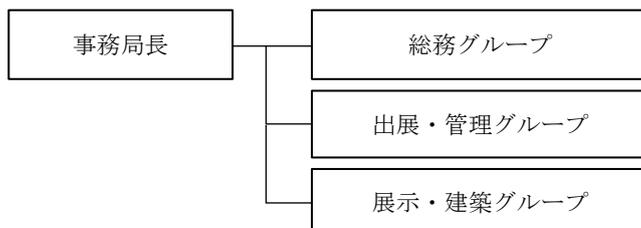
(1) 職員数の推移

- ・変更なし（職員数 24 名）

(2) 事務局組織の変遷

- ・公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン 事務局組織体制

【2024 年 3 月 31 日時点】



7 主な契約案件

(1) 2025 年日本国際博覧会大阪ヘルスケアパビリオン 展示業務（2023 システム構築①）

- ・契約の相手方 乃村工藝社・三菱UFJリサーチ&コンサルティング共同企業体
- ・契約金額 41,338,000円
- ・契約日 2023年 11月1日
- ・契約期間 2023年 11月1日 から 2024年3月31日 まで

(2) 2025 年日本国際博覧会大阪ヘルスケアパビリオン 展示業務（その3）

- ・契約の相手方 乃村工藝社・三菱UFJリサーチ&コンサルティング共同企業体
- ・契約金額 496,626,895円
- ・契約日 2023年 12月1日
- ・契約期間 2023年 12月1日 から 2024年3月31日 まで

(3) 2025 年日本国際博覧会大阪ヘルスケアパビリオン展示業務（バーチャル大阪パビリオン制作・運営）

- ・契約の相手方 乃村工藝社・三菱UFJリサーチ&コンサルティング共同企業体
- ・契約金額 95,000,000円
- ・契約日 2023年 12月18日
- ・契約期間 2023年 12月18日 から 2024年12月31日 まで

(4) 2025 年日本国際博覧会大阪ヘルスケアパビリオン「ミライの大阪の食・文化ゾーン」デモエリアにおけるイベント企画・実施計画業務

- ・契約の相手方 株式会社ADKクリエイティブ・ワン
- ・契約金額 3,465,000円
- ・契約日 2023年11月10日
- ・契約期間 2023年11月10日 から 2024年3月29日 まで

第1号議案

(5) 2025年日本国際博覧会大阪ヘルスケアパビリオン アテンダントユニフォーム製作事業

- ・ 契約の相手方 株式会社高島屋
- ・ 契約金額 26,400,000円
- ・ 契約日 2023年12月7日
- ・ 契約期間 2023年12月7日 から 2026年3月31日 まで

8 資金の確保

(1) 協賛金収入 1,506,350,000円

※現物協賛は除く

(2) 受取負担金 0円

事業報告書の付属明細書

2023年度事業報告（2023年10月16日から2024年3月31日まで）には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」として記載すべき事項はない。

※※※※※※※※※※※※※※※※

2023 年度 財務諸表等

※※※※※※※※※※※※※※※※

自 2023 年 4 月 1 日

至 2023 年 10 月 15 日

(一社) 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン

貸借対照表

第1号議案

2023年10月15日現在

(一社) 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

(単位：円)

科 目	2023年10月15日残高	2023年3月31日残高	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	4,233,415,519	3,118,856,786	1,114,558,733
流動資産合計	4,233,415,519	3,118,856,786	1,114,558,733
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
建設費負担金	2,013,673,000	0	2,013,673,000
建設仮勘定	412,187,100	412,031,900	155,200
特定資産合計	2,425,860,100	412,031,900	2,013,828,200
(3) その他固定資産			
建物付属設備	7,774,195	8,205,722	△ 431,527
什器備品	1,673,537	1,923,317	△ 249,780
敷金	228,500	146,000	82,500
長期前払費用	56,100	63,580	△ 7,480
その他固定資産合計	9,732,332	10,338,619	△ 606,287
固定資産合計	2,435,592,432	422,370,519	2,013,221,913
資産合計	6,669,007,951	3,541,227,305	3,127,780,646
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	360,502,489	△ 360,502,489
預り金	0	65,534	△ 65,534
未払法人税等	0	52,500	△ 52,500
未払消費税等	123,531,700	0	123,531,700
流動負債合計	123,531,700	360,620,523	△ 237,088,823
2. 固定負債			
受入保証金	4,950,000	11,847,000	△ 6,897,000
固定負債合計	4,950,000	11,847,000	△ 6,897,000
負債合計	128,481,700	372,467,523	△ 243,985,823
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
負担金	2,287,214,900	273,541,900	2,013,673,000
指定正味財産合計	2,287,214,900	273,541,900	2,013,673,000
(うち特定資産への充当額)	(2,013,673,000)	(0)	(2,013,673,000)
2. 一般正味財産	4,253,311,351	2,895,217,882	1,358,093,469
科 目	当年度	前年度	増 減
正味財産合計	6,540,526,251	3,168,759,782	3,371,766,469
負債及び正味財産合計	6,669,007,951	3,541,227,305	3,127,780,646

正味財産増減計算書

自 2023 年 4 月 1 日

至 2023 年 10 月 15 日

(一社) 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン

(単位: 円)

科 目	会計期間	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取負担金	[201,334,000]	[40,489,809]	[160,844,191]
受取負担金	201,334,000	40,489,809	160,844,191
雑収益	[81,930]	[37,540]	[44,390]
雑収益	81,930	37,540	44,390
協賛金	[1,371,056,417]	[3,231,000,179]	[△ 1,859,943,762]
経常収益計	1,572,472,347	3,271,527,528	△ 1,699,055,181
(2) 経常費用			
事業費	[195,188,117]	[355,557,703]	[△ 160,369,586]
給料手当	24,082,101	9,249,129	14,832,972
賞与	8,824,687	6,555,581	2,269,106
福利厚生費	0	334,954	△ 334,954
法定福利費	12,553,484	10,272,476	2,281,008
旅費交通費	1,059,184	2,915,935	△ 1,856,751
通信運搬費	94,117	269,620	△ 175,503
減価償却費	553,991	647,025	△ 93,034
消耗品費	0	3,097,352	△ 3,097,352
光熱水料費	125,902	151,614	△ 25,712
賃借料	11,714,194	10,589,241	1,124,953
保険料	0	300,095	△ 300,095
租税公課	0	23,000	△ 23,000
委託費	135,259,457	306,900,000	△ 171,640,543
広告宣伝費	921,000	4,251,681	△ 3,330,681
管理費	[19,190,761]	[20,751,943]	[△ 1,561,182]
役員報酬	2,797,176	450,000	2,347,176
給料手当	3,463,748	3,089,991	373,757
賞与	2,589,967	2,479,157	110,810
福利厚生費	0	121,821	△ 121,821
法定福利費	3,692,412	3,736,082	△ 43,670
旅費交通費	128,474	1,034,549	△ 906,075
通信運搬費	43,656	398,200	△ 354,544
減価償却費	134,796	235,321	△ 100,525

第1号議案

科 目	会計期間	前年度	増 減
消耗品費	421,565	1,905,140	△ 1,483,575
光熱水料費	30,624	55,134	△ 24,510
賃借料	2,732,298	3,850,974	△ 1,118,676
租税公課	1,979,001	62,500	1,916,501
委託費	1,055,182	423,500	631,682
支払手数料	87,352	1,721,992	△ 1,634,640
広告宣伝費	34,510	1,096,819	△ 1,062,309
新聞図書費	0	90,763	△ 90,763
経常費用計	214,378,878	376,309,646	△ 161,930,768
評価損益等調整前当期経常増減額	1,358,093,469	2,895,217,882	△ 1,537,124,413
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	1,358,093,469	2,895,217,882	△ 1,537,124,413
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,358,093,469	2,895,217,882	△ 1,537,124,413
一般正味財産期首残高	2,895,217,882	0	2,895,217,882
一般正味財産期末残高	4,253,311,351	2,895,217,882	1,358,093,469
II 指定正味財産増減の部			
受取負担金	[2,013,673,000]	[273,541,900]	[1,740,131,100]
受取負担金	2,013,673,000	273,541,900	1,740,131,100
当期指定正味財産増減額	2,013,673,000	273,541,900	1,740,131,100
指定正味財産期首残高	273,541,900	0	273,541,900
指定正味財産期末残高	2,287,214,900	273,541,900	2,013,673,000
III 正味財産期末残高	6,540,526,251	3,168,759,782	3,371,766,469

(一社) 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

1. みなし事業年度

当法人は、令和5年10月16日に公益社団法人へ移行している。移行前後で事業年度を区分するため、当該事業年度の期間は令和5年4月1日から令和5年10月15日までとなっている。

2. 重要な会計方針

当法人は「公益法人会計基準（平成20年4月11日制定 内閣府公益認定等委員会）」に準じた会計方針を採用している。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっている。

ただし、建物及び建物附属設備並びに構築物については定額法によっている。

無形固定資産 定額法によっている。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

3. 会計方針の変更

消費税等の処理について、従来税込方式によっていたが、当年度より税抜方式に変更している。これは当年度より消費税について免税事業者から課税事業者となることを契機として、消費税額の計算をより精緻に行うために変更したものである。なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及修正は行っていない。

4. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	増加額	減少額	当会計期間末
特定資産			
建設仮勘定	155,200	0	412,187,100
（うち建設関連）	(30,200)	(0)	(273,572,100)
（うち展示関連）	(125,000)	(0)	(138,615,000)
建設費負担金	2,013,673,000	0	2,013,673,000
合計	2,013,828,200	0	2,425,860,100

5. 特定資産の財源等の内訳

(単位：円)

科目	当期間末残高	指定正味財産からの充	一般正味財産からの充	うち負債に対応する額
特定財産				
建設仮勘定	412,187,100	(273,541,900)	(138,645,200)	(0)
建設費負担金	2,013,673,000	(2,013,673,000)	(0)	(0)
合計	2,425,860,100	2,287,214,900	138,645,200	0

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期間期末残高
その他固定資産			
建物付属設備	8,630,545	856,350	7,774,195
什器備品	2,369,620	696,083	1,673,537
敷金	228,500	0	228,500
長期前払費用	74,800	18,700	56,100
合計	11,303,465	1,571,133	9,732,332

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
該当なし

9. 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。）等の偶発債務
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期間増加額	当期間減少額	当期間末残高	貸借対照表上の記載区分
大阪市からの負担金	大阪市	273,541,900	2,013,673,000	0	2,287,214,900	指定正味財産
合計		273,541,900	2,013,673,000	0	2,287,214,900	

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高
該当なし

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
該当なし

14. 関連当事者との取引の内容
該当なし

15. 重要な後発事象
該当なし

16. その他
該当なし

(一社) 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

1. 重要な特定資産及び固定資産の明細
財務諸表に対する注記で記載しているため省略する。
2. 引当金の明細
該当なし
3. その他計算書類の内容を補足する重要な事項
該当なし

財産目録

2023年10月15日現在

(一社) 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

(単位: 円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金	手元保管	運転資金として	61,103
	預金	普通預金		4,233,354,416
		協賛金口座		4,047,261,404
		分担金口座		181,143,012
		保証金口座		4,950,000
流動資産合計				4,233,415,519
(固定資産)				
特定資産				
	建設費負担金			2,013,673,000
	建設費負担金(指定)			2,013,673,000
	建設仮勘定			412,187,100
その他固定資産				
	建物付属設備			7,774,195
	什器備品			1,673,537
	敷金			228,500
	長期前払費用			56,100
固定資産合計				2,435,592,432
資産合計				6,669,007,951
(流動負債)				
	未払消費税等			123,531,700
流動負債合計				123,531,700
(固定負債)				
	受入保証金			4,950,000
固定負債合計				4,950,000
負債合計				128,481,700
正味財産				6,540,526,251

貸借対照表

第1号議案

2024年3月31日現在

(公社) 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

(単位:円)

科 目	当期末	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,596,565,547	—	—
流動資産合計	1,596,565,547	—	—
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
建設費負担金	3,760,000,000	—	—
建設仮勘定	3,390,605,023	—	—
特定資産合計	7,150,605,023	—	—
(3) その他固定資産			
建物付属設備	5,740,652	—	—
什器備品	1,423,756	—	—
敷金	228,500	—	—
長期前払費用	48,620	—	—
その他固定資産合計	7,441,528	—	—
固定資産合計	7,158,046,551	—	—
資産合計	8,754,612,098	—	—
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,125,703,633	—	—
未払消費税等	144,593,200	—	—
流動負債合計	1,270,296,833	—	—
2. 固定負債			
受入保証金	6,270,000	—	—
固定負債合計	6,270,000	—	—
負債合計	1,276,566,833	—	—
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
負担金	2,287,211,900	—	—
指定正味財産合計	2,287,211,900	—	—
2. 一般正味財産	5,190,833,365	—	—
(うち特定資産への充当額)	(3,760,000,000)	—	—
正味財産合計	7,478,045,265	—	—
負債及び正味財産合計	8,754,612,098	—	—

正味財産増減計算書

自 2023年10月16日

至 2024年3月31日

(公社) 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

(単位: 円)

科 目	当会計期間	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取負担金	[△ 3,367,021]	[-]	[-]
受取負担金	△ 3,367,021	-	-
雑収益	[1,648]	[-]	[-]
受取利息	1,648	-	-
協賛金	[1,383,794,628]	[-]	[-]
経常収益計	1,380,429,255	-	-
(2) 経常費用			
事業費	[224,638,762]	[-]	[-]
給料手当	22,216,294	-	-
賞与	8,865,328	-	-
法定福利費	11,332,387	-	-
旅費交通費	1,182,477	-	-
通信運搬費	50,722	-	-
減価償却費	735,493	-	-
消耗品費	282,717	-	-
光熱水料費	80,620	-	-
賃借料	9,425,719	-	-
保険料	290,710	-	-
租税公課	2,252	-	-
委託費	170,172,243	-	-
広告宣伝費	1,800	-	-
管理費	[216,666,463]	[-]	[-]
役員報酬	4,007,175	-	-
給料手当	2,515,511	-	-
賞与	2,658,679	-	-
法定福利費	2,756,524	-	-
旅費交通費	198,279	-	-
通信運搬費	81,828	-	-
減価償却費	178,888	-	-
消耗品費	452,339	-	-
光熱水料費	19,609	-	-

科 目	当会計期間	前年度	増 減
賃借料	3,289,424	—	—
租税公課	199,196,366	—	—
委託費	1,079,300	—	—
支払手数料	232,541	—	—
経常費用計	441,305,225	—	—
評価損益等調整前当期経常増減額	939,124,030	—	—
評価損益等計	0	—	—
当期経常増減額	939,124,030	—	—
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	—	—
(2) 経常外費用			
固定資産売却除却損	[1,602,016]	[—]	[—]
固定資産除却費	1,602,016	—	—
経常外費用計	1,602,016	—	—
当期経常外増減額	△ 1,602,016	—	—
当期一般正味財産増減額	937,522,014	—	—
一般正味財産期首残高	4,253,311,351	—	—
一般正味財産期末残高	5,190,833,365	—	—
II 指定正味財産増減の部			
受取負担金	[△ 3,000]	[—]	[—]
受取負担金	△ 3,000	—	—
当期指定正味財産増減額	△ 3,000	—	—
指定正味財産期首残高	2,287,214,900	—	—
指定正味財産期末残高	2,287,211,900	—	—
III 正味財産期末残高	7,478,045,265	—	—

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

(公社) 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

(単位：円)

科 目	当年度	前年度※	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取負担金	197,966,979	40,489,809	157,477,170
受取負担金	197,966,979	40,489,809	157,477,170
雑収益	83,578	37,540	46,038
受取利息	83,578	37,540	46,038
協賛金	2,754,851,045	3,231,000,179	△ 476,149,134
経常収益計	2,952,901,602	3,271,000,179	△ 318,098,577
(2) 経常費用			
事業費	419,826,879	355,557,703	64,269,176
給料手当	46,298,395	9,249,129	37,049,266
賞与	17,690,015	6,555,581	11,134,434
福利厚生費	0	334,954	△ 334,954
法定福利費	23,885,871	10,272,476	13,613,395
旅費交通費	2,241,661	2,915,935	△ 674,274
通信運搬費	144,839	269,620	△ 124,781
減価償却費	1,289,484	647,025	642,459
消耗品費	282,717	3,097,352	△ 2,814,635
光熱水料費	206,522	151,614	54,908
賃借料	21,139,913	10,589,241	10,550,672
保険料	290,710	300,095	△ 9,385
租税公課	2,252	23,000	△ 20,748
委託費	305,431,700	306,900,000	△ 1,468,300
広告宣伝費	922,800	4,251,681	△ 3,328,881
管理費	235,857,224	20,751,943	215,105,281
役員報酬	6,804,351	450,000	6,354,351
給料手当	5,979,259	3,089,991	2,889,268
賞与	5,248,646	2,479,157	2,769,489
福利厚生費	0	121,821	△ 121,821
法定福利費	6,448,936	3,736,082	2,712,854
旅費交通費	326,753	1,034,549	△ 707,796
通信運搬費	125,484	398,200	△ 272,716
減価償却費	313,684	235,321	78,363
消耗品費	873,904	1,905,140	△ 1,031,236
光熱水料費	50,233	55,134	△ 4,901
賃借料	6,021,722	3,850,974	2,170,748
租税公課	201,175,367	62,500	201,112,867
委託費	2,134,482	423,500	1,710,982
支払手数料	319,893	1,721,992	△ 1,402,099
広告宣伝費	34,510	1,096,819	△ 1,062,309
新聞図書費	0	90,763	△ 90,763
経常費用計	655,684,103	376,309,646	279,374,457
評価損益等調整前当期経常増減額	2,297,217,499	2,895,217,882	△ 598,000,383
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	2,297,217,499	2,895,217,882	△ 598,000,383

科 目	当年度	前年度※	増減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却除却損	1,602,016	0	1,602,016
固定資産除却費	1,602,016	0	1,602,016
経常外費用計	1,602,016	0	1,602,016
当期経常外増減額	△ 1,602,016	0	△ 1,602,016
当期一般正味財産増減額	2,295,615,483	2,895,217,882	△ 599,602,399
一般正味財産期首残高	2,895,217,882	0	2,895,217,882
一般正味財産期末残高	5,190,833,365	2,895,217,882	2,295,615,483
II 指定正味財産増減の部			
受取負担金	2,013,670,000	273,541,900	1,740,128,100
受取負担金	2,013,670,000	273,541,900	1,740,128,100
当期指定正味財産増減額	2,013,670,000	273,541,900	1,740,128,100
指定正味財産期首残高	2,287,214,900	0	2,287,214,900
指定正味財産期末残高	2,287,211,900	273,541,900	2,013,670,000
III 正味財産期末残高	7,478,045,265	3,168,759,782	4,309,285,483

※前年度は2022年度

キャッシュ・フロー計算書

自 2023年10月16日

至 2024年3月31日

(公社) 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

(単位:円)

科 目	当会計期間	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
雑収入	[1,396]	[-]	[-]
受取利息収入	1,396	-	-
その他の事業活動収入	[135,813,147]	[-]	[-]
その他の事業活動収入	135,813,147	-	-
協賛金収入	[1,367,970,538]	[-]	[-]
事業活動収入計	1,503,785,081	-	-
2. 事業活動支出			
事業費支出	[149,978,632]	[-]	[-]
給料手当支出	6,936,163	-	-
賞与支出	9,700,587	-	-
法定福利費	11,332,387	-	-
旅費交通費支出	974,790	-	-
通信運搬費支出	28,305	-	-
消耗品費支出	282,717	-	-
光熱水料費支出	74,054	-	-
賃借料支出	4,622,642	-	-
保険料支出	290,710	-	-
租税公課支出	2,000	-	-
委託費支出	115,732,477	-	-
広告宣伝費	1,800	-	-
管理費支出	[11,826,562]	[-]	[-]
役員報酬支出	3,363,094	-	-
給料手当支出	1,902,920	-	-
法定福利費	2,756,524	-	-
旅費交通費支出	143,813	-	-
通信運搬費支出	76,375	-	-
消耗品費支出	202,597	-	-
光熱水料費支出	18,012	-	-
賃借料支出	2,550,826	-	-
租税公課支出	20,400	-	-
委託費支出	716,300	-	-
支払手数料	75,701	-	-

科 目	当会計期間	前年度	増 減
その他の事業活動支出	[315, 104, 059]	[-]	[-]
その他の事業活動支出	315, 104, 059	-	-
事業活動支出計	476, 909, 253	-	-
事業活動によるキャッシュ・フロー	1, 026, 875, 828	-	-
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	[2, 013, 673, 000]	[-]	[-]
建設費負担金収入	2, 013, 673, 000	-	-
投資活動収入計	2, 013, 673, 000	-	-
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[5, 677, 421, 359]	[-]	[-]
建設費負担金支出	3, 760, 000, 000	-	-
建設仮勘定支出	1, 917, 421, 359	-	-
固定資産取得支出	[△ 22, 559]	[-]	[-]
建物建設支出	△ 22, 559	-	-
投資活動支出計	5, 677, 398, 800	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3, 663, 725, 800	-	-
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	-	-
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	-	-
V 現金及び現金同等物の増減額	△ 2, 636, 849, 972	-	-
VI 現金及び現金同等物の期首残高	4, 233, 415, 519	-	-
VII 現金及び現金同等物の期末残高	1, 596, 565, 547	-	-

(公社) 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

1. 継続組織の前提に関する注記

継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はない。

2. みなし事業年度

当法人は、令和5年10月16日に公益社団法人へ移行している。移行前後で事業年度を区分するため、当該事業年度の期間は令和5年10月16日から令和6年3月31日までとなっている。

3. 重要な会計方針

当法人は「公益法人会計基準（平成20年4月11日制定 内閣府公益認定等委員会）」を採用している。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっている。

ただし、建物及び建物附属設備並びに構築物については定額法によっている。

無形固定資産 定額法によっている。

(2) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金である。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

4. 会計方針の変更

該当なし

5. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	増加額	減少額	当期間末残高
特定資産			
建設仮勘定	2,978,417,923	0	3,390,605,023
（うち建設関連）	(1,914,897,691)	0	(2,188,469,791)
（うち展示関連）	(1,063,520,232)	0	(1,202,135,232)
建設費負担金	3,760,000,000	0	3,760,000,000
合 計	6,738,417,923	0	7,150,605,023

6. 特定資産の財源等の内訳

(単位：円)

科 目	当期間末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
特定財産				
建設仮勘定	3,390,605,023	(2,287,211,900)	(1,103,393,123)	0
建設費負担金	3,760,000,000	0	(3,760,000,000)	0
合 計	7,150,605,023	2,287,211,900	4,863,393,123	0

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科目	取得価額	減少額	減価償却累計額	当期間末残高
その他固定資産				
建物付属設備	6,833,892	0	1,093,240	5,740,652
建物付属設備（パーティション）	1,796,653	1,796,653	0	0
什器備品	2,369,620	0	945,864	1,423,756
敷金	228,500	0	0	228,500
長期前払費用	74,800	0	26,180	48,620
合計	11,303,465	1,796,653	2,065,284	7,441,528

9. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期間末残高及び当該債権の当期間末残高
該当なし10. 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。）等の偶発債務
該当なし11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし12. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	2023年10月16日残高	当期増加額	当期減少額	当期間末残高	貸借対照表上の記載区分
大阪市からの負担金	大阪市	2,287,214,900	0	3,000	2,287,211,900	指定正味財産
合計		2,287,214,900	0	3,000	2,287,211,900	

13. 基金及び代替基金の増減額及びその残高
該当なし14. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
該当なし15. 関連当事者との取引の内容
該当なし16. キャッシュ・フロー計算書の重要な非資金取引
重要な非資金取引は、以下のとおりである

(単位：円)

	当会計期間末
協賛契約のうち役務提供の受入金額	13,681,340

17. 重要な後発事象
該当なし18. その他
該当なし

(公社) 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

1. 重要な特定資産及び固定資産の明細
財務諸表に対する注記で記載しているため省略する。
2. 引当金の明細
該当なし
3. その他計算書類の内容を補足する重要な事項
該当なし

財産目録

第1号議案

2024年3月31日現在

(公社) 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

(単位: 円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	100,000
	預金	普通預金		1,596,465,547
		協賛金口座		1,420,746,082
		分担金口座		169,449,465
		保証金口座		6,270,000
流動資産合計				1,596,565,547
(固定資産)	特定資産	建設費負担金		3,760,000,000
		建設費負担金(一般)		3,760,000,000
		建設仮勘定		3,390,605,023
	その他固定資産	建物付属設備		5,740,652
		什器備品		1,423,756
		敷金		228,500
		長期前払費用		48,620
固定資産合計				7,158,046,551
資産合計				8,754,612,098
(流動負債)	未払金			1,125,703,633
	未払消費税等			144,593,200
流動負債合計				1,270,296,833
(固定負債)	受入保証金			6,270,000
固定負債合計				6,270,000
負債合計				1,276,566,833
正味財産				7,478,045,265

2024年6月12日

監 査 報 告 書

一般社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン
代表理事 横山 英幸 様

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン

監事 白井 弘 

監事 川下 清 

私たち監事は、一般社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオンの 2023 年 4 月 1 日から 2023 年 10 月 15 日までの期間における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該期間に係る事業報告書及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関連する書類の調査を行い、当該期間に係る決算報告書等（貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記）及びこれらの附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務
ません。

(2) 決算報告書等の監査結果

決算報告書等及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

2024年6月12日

監 査 報 告 書

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン
代表理事 横山 英幸 様

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン

監事 白井 弘 

監事 川下 清 

私たち監事は、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオンの 2023 年 10 月 16 日から 2024 年 3 月 31 日までの期間における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該期間に係る事業報告書及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関連する書類の調査を行い、当該期間に係る決算報告書等（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表に対する注記）及びこれらの附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 決算報告書等の監査結果

決算報告書等及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

第2号議案

「個人情報保護規程の制定の件」

個人情報保護規程の制定の件

定款第31条及び理事会運営規程第10条に基づき、個人情報保護規程を制定することについて、お諮りいたします。

参考:公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン定款 (抜粋)
(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副代表理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

参考:理事会運営規程 (抜粋)
(決議事項)

第10条 次の事項は理事会の決議を経なければならない。

- 一 社員総会の招集等に関する事項
- 二 理事の役職の選定・解職
- 三 組織及び人事に関する事項
- 四 財産・財務に関する事項
- 五 重要な業務執行に関する事項
- 六 その他法令及び定款に定める事項

個人情報保護規程(案)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、公益社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン(以下「当法人」という。)が個人情報を取り扱うに際して、その適切な利用と保護を実現することを目的とする。役員及び従業員(以下で定義する。)は本規程に従って個人情報を適正に保護しなければならない。

(定 義)

第2条 本規程における用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1)「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第2条第1項(別表参照、以下同じ。)が定めるものをいう。
- (2)「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項が定めるものをいう。ただし、欧州経済領域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データにおいて、性生活に関する情報、性的指向に関する情報又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、当該情報も要配慮個人情報として取り扱うものとする。
- (3)「個人情報データベース等」とは、個人情報保護法第16条第1項が定めるものをいう。
- (4)「個人データ」とは、個人情報保護法第16条第3項が定めるものをいう。
- (5)「保有個人データ」とは、個人情報保護法第16条第4項が定めるものをいう。
- (6)「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (7)「役員及び従業員」とは、当法人の理事、監事、顧問等の役員、職員等の当法人の指揮命令下にある者その他委任契約等により当法人に対し継続的に役務の提供をする者をいう。
- (8)「取扱い」とは、個人情報の取得、利用、提供、保存又は廃棄その他個人情報の処理をいう。

第2章 利用目的

(利用目的の特定)

第3条 個人情報の取扱いに際しては、当法人の正当な事業の範囲内で、その利用目的を明確に特定しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、欧州経済領域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、提供者が定めた利用目的の範囲で、当法人の利用目的を明確に特定しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第4条 個人情報の利用は、原則として、前条で特定された利用目的の範囲内で、当該利用目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

(目的外利用の例外)

第5条 前条の例外として利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するときは、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- 2 前条及び前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ本人の同意を得ることなく利用目的の範囲を超えて個人情報を利用することができる。
 - (1)法令に基づく場合
 - (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

第3章 取得及び利用

(取得)

第6条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によるものとし、偽りその他不正の手段を用いてはならない。

(利用)

第7条 個人情報は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用してはならない。

(要配慮個人情報)

第8条 要配慮個人情報は、本人の同意がある場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当方人と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)
- (6) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体その他個人情報保護法及び施行規則等で定める者により公開されている場合
- (7) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

第4章 利用目的の通知等

(利用目的の通知等)

第9条 個人情報を取得したときは、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 前項に関わらず、本人から直接書面に記載された個人情報を取得するときは、あらかじめ本人にその利用目的を明示しなければならない。

(利用目的の変更)

第10条 利用目的の変更は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行うものと

第2号議案

し、これを超える変更は行ってはならない。

- 2 利用目的を変更したときは、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(利用目的の通知等の例外)

第11条 第9条及び前条第2項の規定は、次の各号に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第5章 管 理

(正確性の確保)

第12条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理し、利用の必要性がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第13条 個人データの取扱いに際しては、個人データへの不正アクセス、個人データの紛失、破壊、改ざん及び漏洩等を防止するため、第8章ないし第11章に定める組織的、人的、物理的及び技術的に必要かつ適切な安全管理対策を講じる。

(委託先の監督)

第14条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託(再委託以降を含む。)するときは、当該個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第6章 第三者提供

(第三者提供)

第15条 個人データを第三者に提供するときは、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- 2 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することができる。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いたうえで、個人情報保護委員会に届け出ているとき
 - ① 当法人の名称及び住所並びに代表者

- ② 第三者への提供を利用目的とすること
 - ③ 第三者に提供される個人データの項目
 - ④ 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - ⑤ 第三者への提供の方法
 - ⑥ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
 - ⑦ 本人の求めを受け付ける方法
 - ⑧ 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - ⑨ 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
- (6)第14条の定めに基づき個人データの取扱いを委託する場合
 (7)第17条の定めに基づき個人データを共同利用する場合

(オプトアウトに関する事項等の変更)

第16条 前条第2項第5号③、④、⑤、⑦、⑧又は⑨に掲げる事項を変更するときは、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

- 2 前条第2項5号①に掲げる事項に変更があったとき、又は個人データの提供をやめたときは、遅滞なく、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

(共同利用)

第17条 個人データの共同利用に際しては、次の各号に掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- (1)共同利用する旨
 - (2)共同利用される個人データの項目
 - (3)共同利用する会社、団体等の範囲
 - (4)利用する会社、団体等ごとの利用目的
 - (5)当該個人データの管理について責任を有する会社、団体等の名称、住所及びその代表者の氏名
- 2 前項に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称、若しくは住所、又は法人にあってはその代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同項に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第18条 第15条第2項第1号から第4号に掲げる場合を除き、外国にある第三者に個人データを提供しようとする場合には、当該提供に関して本人の同意を得るか、次の各号のいずれかに該当することを確認しなければならない。

- (1)当該外国が、個人情報保護委員会規則によって、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として定められていること
 - (2)当該第三者が、個人情報保護委員会が認める、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること
 - (3)当該第三者との契約等によって、当該第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることが担保されていること
- 2 前項に基づき、本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 欧州経済領域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者に提供する場

第2号議案

合には、第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、本人が同意に係る判断を行うために必要な当該第三者の状況についての情報を本人に提供したうえで、本人の同意を得なければならない。

(第三者提供の際の記録)

第19条 個人データを第三者に提供した場合、個人情報保護法第29条に規定するところにより、第三者提供に係る記録を作成しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第20条 第三者から個人データを提供される場合、個人情報保護法第30条第1項及び第3項の規定に従い、所定の事項を確認し記録を作成しなければならない。

- 2 欧州経済領域内から充分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合、同法第30条第1項及び第3項の規定に従い、欧州経済領域内から当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含む所定の事項を確認し、記録を作成しなければならない。
- 3 欧州経済領域内から充分性認定に基づき個人データの提供を受けた第三者から当該個人データの提供を受ける場合、同法第30条第1項及び第3項の規定に従い、当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含む所定の事項の確認を行い記録を作成しなければならない。

第7章 開示、訂正及び利用停止等

(利用目的等の開示)

第21条 当法人が保有する当該本人が識別される保有個人データの利用目的について本人から開示の要請があった場合には、これを明らかにしなければならない。ただし、利用目的を公表等することで明らかとなっている場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、利用目的を通知しないことができる。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(開示)

第22条 本人から、当法人が保有する当該本人が識別される保有個人データについて開示を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示を求められた保有個人データの全部又は一部について、前項ただし書きの規定に基づき開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(訂正)

第23条 本人から、当法人が保有する当該本人が識別される保有個人データについて、内容が事実でないという理由により、当該保有個人データの訂正、追加又は削除を求められたときは、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの訂正、追加又は削除を行わなければならない。

(利用停止等)

- 第24条 本人から、当法人が保有する当該本人が識別される保有個人データについて、第4条、第6条又は第7条に違反した取扱いがあるという理由により、当該保有個人データの利用停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、原則として、遅滞なく当該保有個人データの利用停止又は消去をしなければならない。
- 2 本人から、当法人が保有する当該本人が識別される保有個人データについて、第15条又は第18条に違反した取扱いがあるという理由により、当該保有個人データの提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく当該保有個人データの提供を停止しなければならない。
- 3 本人から、当法人が保有する当該本人が識別される保有個人データについて、当該保有個人データを当法人が利用する必要がなくなった場合、当該保有個人データに係る第43条第1項に規定する事態が生じた場合その他当該個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由により、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があると判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、原則として、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。

(結果の通知)

- 第25条 第21条から前条の規定に基づき本人から求められた措置の全部又は一部について、当該措置を行ったとき又は行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第8章 組織的安全管理措置

(個人情報保護管理責任者)

- 第26条 個人データの取扱いに当たる責任者として当法人の代表理事が個人情報保護管理責任者を指名することとし、当法人においては事務局長がその任に当たることとする。

(個人情報保護管理責任者の責務)

- 第27条 個人情報保護管理責任者は、個人情報保護法及び本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、当法人における個人情報の取得、利用、又は提供に従事する者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施及び周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。

(個人情報保護管理担当者の選任)

- 第28条 個人情報保護管理責任者は、前条の責務を果たすため、総務課長を個人情報保護管理担当者として指名し、個人情報を適切に管理する任に当たらせる。

(個人情報保護管理担当者の責務)

- 第29条 個人情報保護管理担当者は、個人情報保護法及び本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、当法人における個人情報の取得、利用、又は提供に従事する者にこれを理解させ、安全対策の実施及び周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。

(苦情・相談窓口の設置)

- 第30条 個人情報保護管理担当者は、本人等からの個人情報に係る問合せ及び苦情等を受け付け、対応するとともに、相談内容を分析し再発防止等を検討して本規程の運用に反映させる責任を負うものとする。

(報告義務及び罰則)

- 第31条 個人情報保護法及び本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した役員及び従

第2号議案

業員は、その旨を個人情報保護管理責任者に報告しなければならない。

- 2 個人情報保護管理責任者は、前項による報告の内容を調査し、かつ、関係部門に適切な処置を行うよう指示する。
- 3 個人情報の管理と保護に関し、個人情報保護法又は本規程若しくは関連した規程に違反した役員及び従業員は、当法人の就業規則の定めるところにより懲戒に処する。

(監査)

第32条 個人情報保護管理責任者は、個人情報の管理が個人情報保護法及び本規程に従い適正に実施されているかにつき、必要に応じて監査を実施する。

第9章 人的安全管理措置

(教育の実施)

第33条 個人情報保護管理責任者は、役員及び従業員に個人情報保護の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に教育を行わなければならない。

- 2 役員及び従業員は、個人情報保護管理責任者が主催する本規程を遵守させるための教育訓練を受けなければならない。

第10章 物理的安全管理措置

(個人データを取り扱う区域管理手法)

第34条 役員及び従業員は、個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域及びその他の個人データを取り扱う事務を実施する区域について、それぞれ適切に管理しなければならない。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第35条 役員及び従業員は、個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等について、それらの盗難又は紛失等を防止するために、適切に管理しなければならない。

(電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)

第36条 役員及び従業員は、個人データが記録された電子媒体又は書類等を管理者が社外へ持ち出す場合、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 持ち出しデータの暗号化又はパスワードによる保護
- (2) 個人データが記載された書類等に対する封緘、目隠しシールの貼付、その他これらと同等の漏えい防止策

(個人データの削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄)

第37条 役員及び従業員は、個人データを削除又は廃棄する場合、次の各号に掲げる手段により削除又は廃棄する。

- (1) 個人データが記録された書類等を廃棄する場合、焼却・溶解、シュレッダーによる裁断等、復元不可能な手段を用いる。
- (2) 個人データが記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等、復元不可能な手段を用いる。

第11章 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第38条 個人情報保護管理責任者は、個人データへのアクセス制御のため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 個人情報データベース等を取り扱うことのできる情報システムを限定する。
- (2) 情報システムによってアクセスすることのできる個人情報データベース等を限定する。
- (3) ユーザーIDに付与するアクセス権により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用できる従業者を限定する。

(アクセス者の識別と認証)

第39条 個人情報保護管理責任者は、個人データを取り扱う情報システムへのアクセスにあたっては、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等の識別方法により、当該アクセス者が正当なアクセス権を有する者であることの認証を要する設定を講じる。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第40条 個人情報保護管理責任者は、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、以下の措置を講じる。

- (1) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。
- (2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等(ウイルス対策ソフトウェア等)を導入し、不正ソフトウェアの有無を確認する。
- (3) 機器やソフトウェア等を適切な状態に維持する。
- (4) ログ等の定期的な分析により、不正アクセス等を検知する。

(情報システムの使用に伴う漏えい等の防止)

第41条 個人情報保護管理責任者は、情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 情報システム設計時の安全性の確保及び継続的な見直し
- (2) 個人データを含む通信の経路又は内容の暗号化
- (3) 移送する個人データについてのパスワード等による保護

第12章 外的環境の把握

(外国における個人データの取扱い)

第42条 個人情報保護管理責任者は、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第13章 漏えい等の報告等

(個人情報保護委員会への報告及び本人への通知)

第43条 個人情報保護管理責任者は、第31条の報告を受けた場合、直ちにその事実関係を調査しなければならない。その結果、次の各号のいずれかの事項が発生し又は発生したおそれがある場合、個人情報保護委員会及び本人に対して、次項に掲げる事項を報告又は通知しなければならない。ただし、本人へは、次項第1号、第2号、第4号、第5及び第9号に掲げる事項を通知するものとし、また、通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要な措置をとるとき等、法令等に別段の定めがある場合はこの限りでない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等
- (4) 個人データに係る本人の数が1000人を超える漏えい等

第2号議案

2 前項に規定する報告・通知事項は次の各号のとおりとする。

- (1)概要
- (2)漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- (3)漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- (4)原因
- (5)二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6)本人への対応の実施状況
- (7)公表の実施状況
- (8)再発防止のための措置
- (9)その他参考となる事項

第14章 雑則

(所管)

第44条 本規程は個人情報保護管理担当者が属する総務グループが所管し、個人情報保護管理責任者による承認の下、本規程の運用のために必要な細則を定めることができるものとする。

附則

この規程は、令和6年6月 日から施行する。

別表（第2条関係）

号	用語	定義
1	個人情報（個人情報保護法（以下本別表において「法」という。）第2条第1項）	生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1)当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録により特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）によって特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） (2)個人識別符号が含まれるもの
2	個人識別符号（法第2条第2項、個人情報の保護に関する法律施行令（以下、本別表において「政令」という。）第1条、個人情報の保護に関する法律施行規則（以下、本別表において「規則」という。）第2条ないし第4条）	被保険者番号等を含む法第2条第2項、政令第1条、規則第2条ないし第4条が定める事項
3	要配慮個人情報（法第2条第3項、政令第2条、規則第5条）	人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等を含む法第2条第3項、政令第2条、規則第5条が定める事項
4	個人情報データベース等（法第16条第1項、政令第4条）	①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、及び②これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして次の各号のいずれにも該当するものを除く。）をいう。 (1)不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであつて、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものではないこと (2)不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたもの (3)生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること
5	個人データ（法第16条第3項）	個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

第2号議案

6	保有個人データ (法第16条第4項、政令第5条)	当法人が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び提供の停止の全てに応じることのできる権限を有する個人データであって、次の各号に掲げるもの以外をいう。 (1)当該個人データの存否が明らかになることにより、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの (2)当該個人データの存否が明らかになることにより、(a)違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの、(b)犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの (3)当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害される、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれる、又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
7	本人(法第2条第4項)	個人情報によって識別される特定の個人をいう。